薬局開設者 各位

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

特定の機能を有する薬局の認定制度について(地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号。以下「改正法」という。)については、令和元年12月4日に公布されたところであり、改正法による改正後の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」において、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する薬局の都道府県知事による認定制度が設けられたところです。今般、厚生労働省より、本制度の趣旨や改正省令の内容等を示す通知がありましたので、お知らせします。

なお、厚生労働省通知については、当課のホームページに掲載しております。

また、同通知で示された本制度の認定に係る事務については、現在、当課において認定手続方法等の調整を進めており、4月中旬、当課ホームページにおいて認定申請方法等を示す予定ですので、併せてお知らせします。

記

1 厚生労働省通知

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年1月22日付薬生発0122第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(認定薬局関係)(令和3年1月29日付薬生発0129第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)
- (3)地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ&Aについて(令和3年1月29日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)
- (4) 傷病の区分にかかる専門性の認定を行う団体の取扱いについて(令和3年1月29日付薬生発0129第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)
- 2 当課の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局ページ(厚生労働省通知の掲載先) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iry/yakuji/ninteiyakkyoku.htm

薬務係

TEL 011-231-4111(内 25-330) FAX 011-232-4108